みんなで防ごう！

高齢者虐待

高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、６５歳以上の高齢者に対して

- 養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）
- 介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）

が行う次のような行為をいいます。

高齢者虐待の５つの類型

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、**複数の虐待が同時に**行われている場合があります。

身体的虐待

●殴る　●蹴る　●つねる
●無理やり食事を口に入れる
●身体を拘束する
●外出を制限し、外部と接触させない　など

心理的虐待

●怒鳴りつける　●ののしる
●悪口を言う　●無視する
●侮辱を込めて子供のように扱う
など

経済的虐待

●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
●本人の年金や預貯金を勝手に使う
●本人の自宅等を無断で売却する　など

介護の放棄

●劣悪な住環境で生活させる
●食事を与えない
●入浴をさせない
●オムツを交換しない
●受診させない
など

性的虐待

●わいせつな行為をする
●性的行為を強要する
●排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する
など

『高齢者虐待」を予防するためにできることは？

◎介護サービスを上手に利用しましょう！

～　一人や家族だけで抱え込まないで　～

高齢者虐待防止・養護者支援法では、養護者（家族などの介護者）への支援もあわせて行うことが定められています。

「介護は家族がするのが当たり前」という考え方や、まわりの何気ない一言が介護者を追い詰め、十分な介護ができなくなることがあります。

介護を無理せず、抱え込まないで、介護サービスなどを上手に使って、介護者が自分の用事や外出する時間を持てるように、介護負担を減らしましょう。

介護者にも休日が必要です。

ホームヘルプサービス	ヘルパーが自宅訪問し、食事や入浴などの介護をします。
デイサービス	日帰りで食事、入浴などの介護が受けられます。
ショートステイ	施設へ短期入所し、食事や入浴などの介護が受けられます。

◎地域での見守りや声かけを！

高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。高齢者や家族のちょっとした変化に気づき、みんなが声をかけあい支え合うことが虐待の予防になります。

「おはよう」「こんにちは」など、何気ない毎日の声かけも大切な見守りの一つです。

介護が必要な高齢者のいる家庭を孤立させないよう、高齢者や介護している方々をあたたかく見守りましょう。

高齢者虐待についてのご相談は、
根室市地域包括支援センターへご相談ください。

介護の方法や介護サービスの利用、介護の悩みについては、地域包括支援センターの相談窓口を利用しましょう。

根室市地域包括支援センター　　市役所１６番窓口
☎23-6111（内線2181）　　（月～金曜日の午前９時～午後５時２０分）

◎高齢者の介護等に関する北海道の相談窓口

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター
☎011-251-2525　　（月～金曜日の午前９時～午後５時）